



8月11日~の大雨被害

土砂災害・浸水

避難者を見舞い

被災地を調査

日本共産党広島市議団

要望を市に申し入れ



危機管理室長に申し入れ 対策を求める市議団 8月16日

安佐北区 龜山南2丁目



8月11日から降り続いた大雨で、浸水被害や土砂災害が発生した西区・安佐南区・安佐北区など広島市全域に、8月12日から災害救助法が適用されることになりました。（裏面参照）

市議団は被災地に出向き被害状況を確認するとともに、避難所を訪ね、被災者を見舞うとともに要望をお聞きし、広島市に緊急の申し入れを行いました。

要望内容

- ◆避難が長引くことを考慮し、避難所でのバランスの取れた食事の提供、空調機や扇風機などの配置、プライバシーへの配慮、段ボールベッドやエアベッドの提供など、災害救助法を十分に活用して避難生活が人権に配慮したものになるようにすること。
- ◆住宅に住めない被災者に、ホテル・公営住宅が仮設住宅として提供できることを知らせるとともに、ホテルを生活避難所として使用できるよう早期に制度を具体化すること。
- ◆住宅被害を受けた方に、被災住宅に関する支援制度と、支援を受けるためには罹災証明書が必要なことを周知徹底すること。
- ◆3年前の豪雨災害の国会論戦で、民間の敷地内の土砂撤去は公費で行うことが法改正されました。人工崖が崩れて私有地に堆積した場合にも、土砂も公費で撤去すること。

西区 田方3丁目



安佐南区 山本地区



申し入れのなかで確認できたこと

- コロナ禍なので、避難者が密にならないよう教室も使用。
- 市内全ての指定避難所には5台のエアベッドを整備済み。避難者が多い避難所には、マツダスタジアムに備蓄しているエアベッドを運ぶ。
- プライバシー保護とコロナ対策のため、避難所ではテントを活用する。
- ホテルを避難所にする方向で調整中。

重要

被災住宅の応急修理の支援

罹災証明書が必要です

- ・各区の地域おこし推進課で申請。
- ・手数料は減免されます。

住家被害状況	災害救助法	
	一般基準	救助期間
全壊	応急仮設住宅の供与	当面半年
大規模半壊	住宅の応急修理 (59万5千円以内)	※住宅の応急修理を利用された場合は、 応急仮設住宅への入居はできません。 災害発生の日から1か月以内に完了
中規模半壊		
半壊		
一部損壊 (準半壊)	住宅の応急修理 (30万円以内)	
床上浸水	障害物の撤去 (13万7千9百円以内)	災害発生の日から10日以内

住家被害状況	被災者生活再建支援法		申請には ・罹災証明書 ・住民票 ・契約書 などが必要です。
	基礎支援金	加算支援金	
全壊	100万円 ※ 半壊解体など含む	建設・購入 200万円 補修 100万円	
大規模半壊	50万円	賃貸 50万円	
中規模半壊	なし	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円	

入浴支援

無料で入浴サービス実施

被災されたことを浴場利用時に申し出てください。
但し、サウナは無料では使用できません。

公衆浴場に持参するもの

- ・タオル
- ・シャンプー
- ・身分証明書(運転免許証のある方のみ)

区	施設名	所在地	電話	使用可能時間	特記事項
西	泉湯	楠町2-3-16	238-0635	17:00~22:30	毎週水曜日は休み
	丁字湯	福島町1-17-18	292-0898	15:30~21:30	毎月4.14.24日は休み
	ちどり湯	南観音3-6-6	284-7878	14:30~22:30	8/23、9/1、9/2は休み
安佐南	満天の湯温泉湯	伴東1-1-13	848-4126	9:00~21:00	8/25休み
安佐北	満天の湯	可部7-4-13	819-3002	9:00~21:00	8/24休み
	スーパー銭湯ゆ〜ぽっぽ	口田南1-5-13	841-1126	10:00~24:00	年中無休